

福岡県宿泊施設受入対応強化補助金《第1期》 (北九州市・福岡市に所在する施設向け)

目的

旅行者の満足度や利便性の向上・受入対応の強化を図るために、福岡県内の宿泊施設が実施する新型コロナウイルス感染症対策やワーケーション環境整備等の取組を支援する補助制度です。

補助対象施設

下記A、B両方を満たす必要があります。

A. 北九州市及び福岡市で以下の営業を行っている宿泊施設

- ① 旅館・ホテル営業(旅館業法第2条第2項)
- ② 簡易宿所営業(旅館業法第2条第3項)

B. 新型コロナウイルス感染症対策(消毒液の設置、宿泊者を把握するための宿泊客名簿への正確な記載等)を講じており、福岡県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示している施設

ただし、次の施設は対象外となります。

- (1) 国及び地方公共団体が管理又は運営する施設
※国又は地方公共団体から運営委託又は指定管理を受けている施設も含む
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するもの

補助対象事業

旅行者の受入対応強化のために実施する以下の受入環境整備事業

1 新型コロナウイルス感染症対策を目的とした施設整備等

※消耗品代、リース料、感染対策の専門家による検証等に係る委託料も対象となります。
また、令和2年5月14日以降に発注及び支出した経費も対象になります。
(但し、昨年度県又は市町村の補助金の交付を受けたものを除く。)

2 ワーケーションスペースの整備

補助金額

- 補助率 補助対象経費の1/2以内
- 補助上限額 客室数50室以下・・・1宿泊施設につき 300万円
客室数51室以上・・・1宿泊施設につき 500万円

申請期間

令和3年6月28日(月)～令和3年8月31日(火)

- ※申請期間中であっても、予算が無くなり次第募集を終了させていただきます。
- ※申請後、書類が揃ってからの審査になりますので、審査までに時間を要します。早めの申請や事前相談等をお願いします。

申請方法

原則として郵送又はメールでの提出とします(メールの場合は、原本を後日郵送ください。)

提出書類

以下のホームページからダウンロードしてください。

【福岡県庁HPトップページ>テーマから探す>しごと・産業・観光>観光振興】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shukuhaku-hojo-seireishi.html>



お問い合わせ・提出先

●申請に関する事前相談

福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合

電話：092-737-5050

受付時間：10時00分～16時30分

※土、日、祝日、お盆期間(8/12～16)を除く。

●事前相談以降のお問い合わせ先・申請書提出窓口

福岡県宿泊施設補助金事務局(受託事業者:(株)ACR)

住所：〒810-0004 福岡市中央区渡辺通4-10-10 紙与天神ビル2F

電話：092-406-2464

メール：fuku-hojo@acr.gr.jp

受付時間：9時00分～17時00分

※土、日、祝日、お盆期間(8/11～15)を除く。